

# 時間帯別 B 契約

平成 2 9 年 4 月 1 日実施

筑紫ガス株式会社

## 目 次

1. 目的 .....	1
2. 選択約款の届出および変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	2
5. 契約の締結 .....	3
6. 使用量の算定 .....	3
7. 料金 .....	4
8. 需給契約の精算額 .....	4
9. 名義の変更 .....	7
10. 契約の変更または解消 .....	7
11. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過精算額および消費税等相当額 または契約昼間使用量超過精算額および消費税等相当額の精算 .....	7
12. 契約の解消に伴う中途解消精算額 .....	8
13. 本支管工事費の精算 .....	8
14. 緊急調整時の措置 .....	9
15. その他 .....	9
付 則 .....	10
別 表	
1. 早収料金の算定方法 .....	11
2. 料金表1（時間帯別B契約第一種） .....	11
3. 料金表2（時間帯別B契約第二種） .....	12

## 1. 目的

この選択約款は、3.(9)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 約款の届出および変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

(1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切捨て）

(2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

(3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「単位料金」とは、小売供給（一般契約）約款23. に定める基準単位料金または調整単位料金といいます。
- (14) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまとの協議が調った場合に適用いたします。

- (1) 契約最大使用量が次のとおりであること。

契約最大使用量	7立方メートル以上
---------	-----------

(2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）以上であること。

(3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

契約月平均使用量	818立方メートル
----------	-----------

(4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。

(5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

(6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

## 5. 契約の締結

(1) お客さまは、この約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第一種、時間帯別B契約第二種のいずれかの需給契約を締結していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

1. 契約最大使用量
2. 契約昼間使用量
3. 契約夜間使用量
4. 契約年間使用量
5. 契約年間引取量
6. 契約月平均使用量
7. 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

## 6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定

いたします。最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

## 7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、時間帯別B契約第一種には別表の料金表1（各料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給（一般契約）約款23.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、時間帯別B契約第二種には別表の料金表2（各料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給（一般契約）約款23.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量超過精算額および契約昼間使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを加えたものを申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

### (1) 最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）

未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{最大使用量} \\ \text{倍率未達精算額} \end{array} = \left( \begin{array}{c} \text{契約最大使} \\ \text{用量の600} \\ \text{倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点第3位以下} \\ \text{を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に小売供給（一般契約）約款料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

## (2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100〕が75パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{年間負荷率} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left( \begin{array}{c} \text{負荷率75} \\ \text{パーセント} \\ \text{に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{契約別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3位以下を} \\ \text{四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に小売供給（一般契約）約款

料金を適用して算定される早收料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

### （3）契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left( \left[ \begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る契約月別使用量に各月の単位} \\ \text{料金を乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小数点第} \\ \text{3位以下を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

### （4）契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

契約最大使用量超過精算額

$$= \left( \left[ \begin{array}{c} \text{最大の1時間} \\ \text{あたりの使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{契約最大使} \\ \text{用量} \times 1.05 \end{array} \right] \right) \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約種別の流量基本} \\ \text{料金相当単価} \times 1.1 \end{array} \right] \times 1.2$$

ただし、それ以前に最大使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。



#### (5) 契約昼間使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

契約昼間使用量超過精算額

$$= \left[ \left( \begin{array}{c} \text{その月の} \\ \text{昼間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{契約昼間使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \right] \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別の昼間基本} \\ \text{料金相当単価} \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額がすでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

### 9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合に、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

### 10. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2.(1)によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4.の適用条件を満たさなくなった場合及び8.の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額の精算契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち

「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各精算額を算定しなおして精算いたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、10.(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、または10.(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、8(4)及び8(5)の算定結果といたします。

## 12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、10.(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または10.(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を加えたものを申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解消精算額} \end{array} = \left( \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別の基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right)$$

(2) 新たにこの約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解消精算額} \end{array} = \left( \left( \begin{array}{l} \text{前契約の1か} \\ \text{月あたりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{新契約の1か} \\ \text{月あたりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

## 13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額を全額申し受けます。

#### 1 4. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表 1、料金表 2 の基本料金を次の算式によって引きいたします。

また、8. の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

##### (1) 定額基本料金割引額

$$= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

##### (2) 流量基本料金割引額

$$= \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

##### (3) 昼間基本料金割引額

$$= \text{昼間基本料金単価} \times \text{契約昼間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$

##### (4) 夜間基本料金割引額

$$= \text{夜間基本料金単価} \times \text{契約夜間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

#### 1 5. その他

その他の事項については、小売供給（一般契約）約款を適用いたします。

付則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計といたします。
  - 1. 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
  - 2. 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）
  - ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
  - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表 1（時間帯別 B 契約第一種）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金（甲）

1. 定額基本料金

1 か月につき	1 2 3, 1 2 0. 0 0 円
---------	---------------------

2. 流量基本料金

1 立方メートルにつき	6 1 4. 6 1 円
-------------	--------------

(2) 基本料金（乙）

1. 昼間基本料金

1 立方メートルにつき	2 0. 7 3 円
-------------	------------

2. 夜間基本料金

1 立方メートルにつき	6. 5 9 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	65.99円
------------	--------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに小売供給（一般契約）約款23.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2（時間帯別B契約第二種）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金（甲）

1. 定額基本料金

1か月につき	20,520.00円
--------	------------

2. 流量基本料金

1立方メートルにつき	614.61円
------------	---------

(2) 基本料金（乙）

1. 昼間基本料金

1立方メートルにつき	20.73円
------------	--------

2. 夜間基本料金

1立方メートルにつき	6.59円
------------	-------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	72.84円
------------	--------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに小売供給（一般契約）約款23.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。